

不登校等児童生徒への支援について

教育機会確保法

平成28年12月14日に公布された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」(教育機会確保法)では、次のようなポイントが示されています。



不登校は問題行動ではありません	社会的自立の尊重	学校内外の学びの場も整備	一人一人に合った支援
不登校は誰にでも起こり得ることであり、不登校というだけで問題行動であると受け取られないように配慮をします。 	学校に登校するという結果のみを目標とせず、子供たちが自分の進路を主体的に考えられるようにすることを後押しします。 	自分のクラス以外の場所でも安心して学べるように学びの場を整備します。 	不登校の子供を支援する際は、本人の意思を十分に尊重し、子供によっては休養が必要なことがあることにも配慮しつつ一人一人に合った支援を行います。その際、学業の遅れや進路選択上の課題等があることにも留意しつつ、適切な支援を行う必要があります。

欠席中に行った学習の成果の成績評価について

不登校児童生徒の努力の成果の適切な評価を促進するため、学校教育法施行規則の一部を改正する省令が、令和6年8月29日に公布、施行されました。本省令では、成績評価を行うにあたり、一定の要件の下で、不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果を考慮することができます。



相談してみよう

さまざまな相談窓口があります。不登校等児童生徒や保護者が、一人で悩みを抱えることのないよう、支援します。



名称	特徴など	連絡先
呉市教育委員会学校安全課	学校の先生の経験者が対応します。	0823-25-3456
大本市郎添談室(そうだんしつ)	呉市教育委員会スクールカウンセラー(月～木曜日)	0823-25-5696
呉市スクールカウンセラー	林 マサ子SC(随時可能) 岡田 佳奈SC(月に1回、呉高校で実施) 苗村 政子SC(月に2回、元苗村小児科で実施)	在籍校
広島県スクールカウンセラー	各中学校区に配置されています。	
呉市スクールソーシャルワーカー	出崎 直美SSW 沖田 知子SSW 平谷 邦子SSW 丸山 千尋SSW	
広島県スクールソーシャルワーカー	阿賀中学校区、東畑中学校区、吉浦中学校区、昭和北中学校区に配置されています。	
24時間子供SOSダイヤル	24時間つながります。匿名での相談もできます。	0120-0-78310
こころのライン相談@広島県	ラインでいろいろな相談をすることができます。	こころのライン相談@広島県 検索
広島国際大学心理臨床センター	月・火・木・金・土曜日、10～17時。料金がかかります。	0823-73-3150

【お問合せ】

呉市教育委員会 教育部 学校安全課 生徒指導グループ
〒737-8501 呉市中央4丁目1-6 電話 0823-25-3456